

エコシップマーク制度について

参考資料

エコシップマークは、地球環境にやさしい海上貨物輸送を一定以上利用している荷主、物流事業者が環境にやさしい企業として分かるマークです。

エコシップマーク認定企業

原則100km以上の航路（沖縄、離島、青函航路を除く）において、

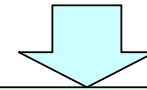
- ・海上貨物輸送量（トンキロ）20%以上を利用した者
- ・前年度に比べ、海上貨物輸送量（トンキロ）のシェアが10%以上改善した者
- ・海上貨物輸送を利用してCO₂排出量を10%以上削減した者

「エコシップ・モーダルシフト優良事業者選定委員会」の審査、認定。
（エコシップ・モーダルシフト事業実行委員会による事業）

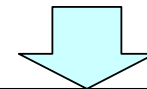


海上貨物輸送のCO₂排出量原単位※は、
トラックと比較して約4分の1

※1トン当たりの貨物を1km輸送した時に排出するCO₂の量
（2006年実績比較）



- ・一般消費者の環境への関心高まり
- ・地球環境問題に積極的に取り組み企業のPR
- ・環境にやさしい輸送機関である海上輸送のPR
- ・国内物流にとって大きな役割を果たしている海上輸送の役割をPR
- ・海上輸送へのモーダルシフトの促進



人の消費活動や企業の生産活動に注目し、環境に配慮した選択を促すエコシップマークの普及・促進（「見える化」の促進）